

令和2年度処遇改善加算計画について

NPO法人 障害者地域生活支援センターぴあ

1.対象事業所

- ①障がい者ヘルパーステーションぴあ三沢（事業所番号 0211500129）
- ②おおぞら（事業所番号 0221500010）

2.支給対象者 全福祉・介護職員

※特定相談支援事業は対象外サービスのため、専従者は対象外。介護・福祉職員でない事務職員は対象外。なお、産休・育休期間等休業期間は支給しない。

3.対象期間 令和2年4月～令和3年3月

4.賃金改善実施期間 令和2年6月～令和3年5月

（サービス提供期間の翌々月から実施。国保連の通知と同じ期間。）

5.加算区分 加算Ⅰ

6.改善方法及び金額

①正職員

イ) 介護福祉士資格保持者と介護福祉士実務者研修課程修了者に対して、それぞれ資格手当（月額）の上乗せとして職能手当を支給する。

資 格	勤続年数	職能手当
介 護 福 祉 士	3年以上	5,000円
	1年以上	3,000円
	3年未満	
介護福祉士実務者研修課程修了者	—	3,000円

ロ) 処遇改善手当（月額）を支給する。（月額20,000円。年額240,000円。）

・短時間勤務の適用を受ける間は、労働時間分の支給とする（例：6時間勤務の場合は、3/4の額を支給）。

・欠勤や遅刻早退については、賃金規程に定める計算方法とする。

ハ) 一時金を支給

・賞与処遇改善手当として夏期50,000円（予定）、冬期50,000円（予定）を支給する。

・期末手当については、計画と対比して余剰がある場合に、賞与処遇改善手当を支給する。

・賞与分の支給基準については、「賞与分の支給基準」（別紙）に定めるとおりとする。

※正職員（介護福祉士（実務経験3年以上））の改善額（イ）＋（ロ）＋（ハ）＝400,000円/年

②パート職員

処遇改善手当（時給上乘せ分として）支給する。（50円／1時間）

7.キャリアパス要件

①キャリアパス要件Ⅰ

- イ）職員、職責又は職務内容に応じた任用要件は「介護職員キャリアパス要件規程」に定める。
- ロ）職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系は「介護職員キャリアパス要件規程」に定める。
- ハ）「介護職員キャリアパス要件規程」を事務室内に備え付ける。又、共有サーバー「就業規則」フォルダーで閲覧できるようにする。

②キャリアパス要件Ⅱ

令和2年度研修計画書に基づき研修を実施する。

<資質向上のための目標>

「利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するため、職員が技術、能力の向上に努める」。

③キャリアパス要件Ⅲ

- イ）正職員の昇給は4月に行う。昇給は「経験年数」に応じてなされる仕組みとする。
- ロ）「給与規程」、「介護職員キャリアパス要件規程」を事務室内に備え付ける。又、共有サーバー「就業規則」フォルダーで閲覧できるようにする。

8.職場環境等要件（※下記①から③は、平成27年4月以降に実施している内容であること。）

①資質の向上

働きながら介護福祉士資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講を支援する。

②労働環境・処遇の改善

- イ）子育て、介護との両立を目指す者のための育児・介護休業制度の充実。
- ロ）ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。
- ハ）健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化。
- ニ）空気クリーン施設認証 H28年9月、青森県健康経営事業所認定 認定番号14-1号。

③その他

- イ）障害福祉サービス等情報公開制度の活用による経営・人材理念の見える化。

- ロ) 非正規職員から正職員への転換。
- ハ) 職員の増員による業務負担の軽減。
- ニ) あおもり働き方改革推進企業認証 認証番号第 41-2 号。